

代理受領制度をご利用できます。

○代理受領制度とは

代理受領制度を活用できる補助事業が完了した後、申請者（建物所有者）からの委任により、申請者に代わって、事業者（耐震診断・改修技術者、工事施工者）が直接補助金を受けとることができる制度です。

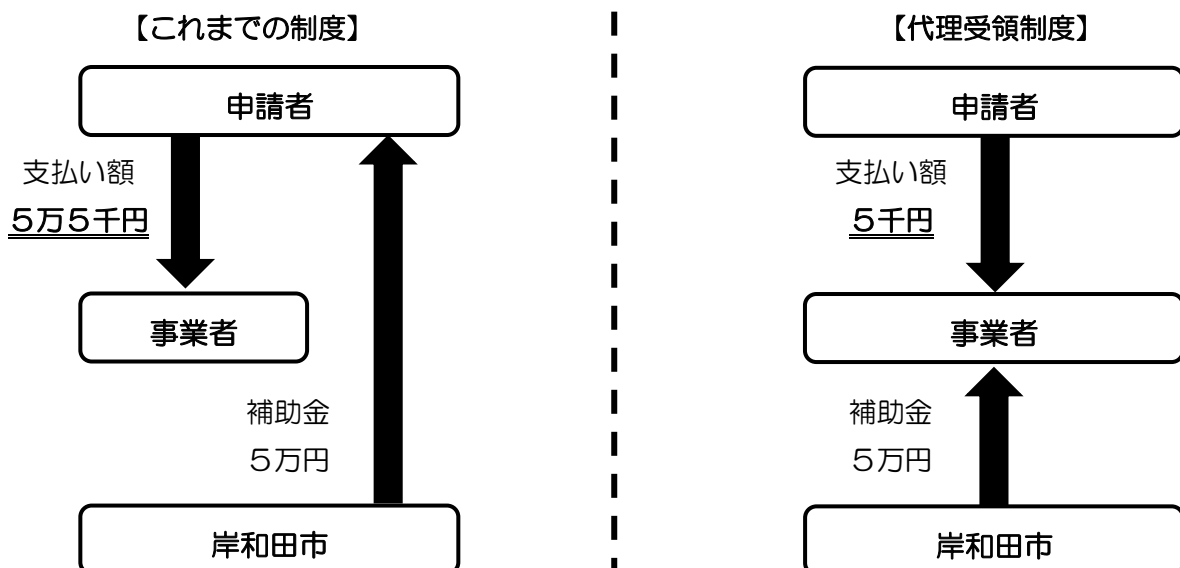
この制度を利用することで、申請者は診断費用・工事費用等から補助金を差し引いた金額のみを支払うことになり、診断・工事等に係る立替費用の負担が軽減されます。

○代理受領制度を活用できる補助事業

- ・耐震診断補助
- ・耐震改修設計及び改修補助
- ・耐震シェルター設置補助
- ・不良空家除却補助
- ・空家リフォーム事業補助

○代理受領のイメージ

例：耐震診断費が5万5千円の場合



※代理受領制度を利用するかは申請者の方でお選び頂けます。

制度を利用する際は、申請者と事業者が代理受領制度を理解し、合意した上で利用してください。